

国立大学法人京都市内 部 監 査 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(監査の区分)</p> <p>第5条 監査の区分は、定期監査及び臨時監査とする。</p> <p>2 定期監査は、<u>毎年</u>実施する。</p> <p>3 臨時監査は、総長が命じる事項又は監査を担当する理事又は副学長(以下「担当理事等」という。)が必要と認める事項について、<u>随時</u>実施する。</p> <p>第2章 監査の計画 (監査年次計画書)</p> <p>第6条 担当理事等は、<u>あらかじめ</u>監査の基本方針、監査項目、監査概要その他必要事項を記載した監査年次計画書を作成し、総長の承認を得なければならない。ただし、臨時監査については、この限りではない。また、<u>監査年次計画書に重大な変更を行う場合も同様とする。</u></p> <p>(監査実施計画書)</p> <p>第7条 担当理事等は、<u>定期監査を実施するときは、前条の監査年次計画書に基づき、あらかじめ監査実施計画書を作成しなければならない。</u></p> <p>2 担当理事等は、臨時監査を実施するときは、<u>あらかじめ監査実施計画書を作成し、総長の承認を得なければならない。ただし、緊急でそのいとまがない場合は口頭により承認を得ることができる。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(監査の通知)</p> <p>第13条 担当理事等は、監査を実施するに当たり、あらかじめ監査の対象部局等の長(全学教員部にあつては、総長が指名する理事。以下同じ。)に文書により通知する。ただし、<u>緊急又は特に必要と認められる場合は、口頭をもって通知することができる。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第4章 監査報告と措置 (監査結果の報告)</p> <p>第15条 担当理事等は、監査結果について監査報告書を作成し、総長に報告する。ただし、監査の結果、<u>緊急を要すると認めた事項については、直ちに口頭をもって報告する。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(監査の区分)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 定期監査は、<u>毎年度</u>実施する。</p> <p>3 臨時監査は、総長が命じる事項又は監査を担当する理事若しくは副学長(以下「担当理事等」という。)が必要と認める事項について、<u>随時</u>実施する。</p> <p>第2章 監査の計画 (監査年次計画書)</p> <p>第6条 担当理事等は、<u>監査に当たっては、監査の基本方針、監査項目、監査概要その他必要事項を記載した監査年次計画書を年度毎に作成し、あらかじめ総長の承認を得なければならない。ただし、当該年度において、総長が承認した後に必要となった臨時監査については、この限りではない。</u></p> <p>(監査実施計画書)</p> <p>第7条 担当理事等は、<u>監査を実施するときは、あらかじめ監査実施計画書を作成しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、担当理事等は、前条ただし書の臨時監査を実施するときは、当該監査実施計画書について、あらかじめ総長の承認を得なければならない。ただし、担当理事等が特に緊急を要すると判断したとき等、あらかじめ総長の承認を得ることが困難であるときは、当該臨時監査の開始後速やかに、監査実施計画書について総長に報告するものとする。</u></p> <p>(監査の通知)</p> <p>第13条 担当理事等は、監査を実施するに当たり、あらかじめ監査の対象部局等の長(全学教員部にあつては、総長が指名する理事。以下同じ。)に文書により通知する。ただし、<u>担当理事等が特に緊急を要すると判断したときは、この限りではない。</u></p> <p>第4章 監査報告と措置 (監査結果の報告)</p> <p>第15条 担当理事等は、監査結果について監査報告書を作成し、総長に報告する。ただし、監査の結果、<u>担当理事等が特に緊急を要すると判断した事項については、あらかじめ口頭をもって報告する。</u></p> <p>附 則 この規程は、令和3年10月12日から施行する。</p>